平成２４年（フ）第１３４７号
埼玉県久喜市青葉５丁目24番地８　エルディムグリーンハイツ93―203号
債務者　加納　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４８号
埼玉県久喜市青葉５丁目24番地８　エルディムグリーンハイツ93―203号
債務者　加納　美香
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５２号
さいたま市中央区本町東７丁目17番９号　牧島コーポ101号
債務者　清野　高一
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７１号
埼玉県川口市仲町５番46号
債務者　柿沼　チヨ
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
千葉県八街市八街に244番地２　ル・リエーヴルハイム106号
債務者　若林　美香
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５１号
千葉県四街道市内黒田319番地44
債務者　箭内美智子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５６号
千葉県八街市八街は１番地319
債務者　木原　紋子（旧姓舟根）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２６０号
千葉県佐倉市六崎1321番地213　エクセルハイツ１号棟２－２
債務者　越川　克己
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２６４号
千葉県印旛郡栄町南ヶ丘２丁目14番10号
債務者　吉田　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２７４号
千葉県八街市八街ほ562番地３
債務者　森川　正彦
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２７５号
千葉県佐倉市鏑木町379番地12
債務者　辰己　諄治
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５０１号
名古屋市緑区浦里４丁目227番地　県営鳴海住宅０街区２棟208号
債務者　大谷　久代（旧姓甲田）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７７０号
愛知県愛西市草平町新佐屋川30番地１　草平団地６―303
債務者　安倍　典子（旧姓宗像）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４号
岡山県都窪郡早島町早島3290番地３　エクスル310―301号
債務者　福場　　謙
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
長崎県長崎市油木町52番地93　コアマンション青山グランヒルズ805号
債務者　奥山美季代
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９０号
青森県十和田市大字三本木字西小稲115番地15
債務者　畠山　貴博
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２０５号
さいたま市西区大字佐知川696番地５、旧住所さいたま市西区大字二ツ宮501番地１　ニュー二ツ宮ハイツ302
債務者　輿水　政夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係